

---

## 平成30年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

---

平成30年3月5日(月)

---

### 1. 議事日程第2号

平成30年3月5日(月) 午前10時開議

#### 第1 議案質疑

(議案第1号から議案第40号、報告第1号)

#### 第2 討論・採決

(議案第26号、議案第27号、議案第28号から議案第33号)

#### 第3 予算特別委員会の設置について

#### 第4 上程議案の委員会付託

(議案第1号から議案第25号、議案第34号から議案第40号)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 議案質疑

(議案第1号から議案第40号、報告第1号)

#### 日程第2 討論・採決

(議案第26号、議案第27号、議案第28号から議案第33号)

#### 日程第3 予算特別委員会の設置について

#### 日程第4 上程議案の委員会付託

(議案第1号から議案第25号、議案第34号から議案第40号)

---

### 出席議員(14名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10 番	秦 時 雄

11番 高田修治

12番 藤本勝美

13番 繁田弘司

14番 河野博文

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 山本五十六

議事係長 山本恵一郎

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 宿利政和

教育長 秋吉徹成

総務課長 村木賢二

総務課法制室長  
兼参事 渡邊克之

まちづくり  
推進課長 中島圭史

まちづくり推進課  
総合戦略室長 衛藤正

環境防災課長兼  
基地対策室長 藤原八栄

税務課長 石井信彦

福祉保健課長 本松豊美

住民課長 衛藤善生

建設水道課長 梅木良政

建設水道課  
水道室長 穴井智志

農林業振興課長兼  
農業委員会  
事務局長 藤林民也

農林業振興課  
参事 湯浅詩朗

商工観光振興  
課長 秋好英信

会計管理者兼  
会計課長 江藤幸徳

人権同和啓発  
センター所長 帆足浩一

教育総務課長兼  
新中学校開校  
推進室長 長尾孝宏

学校教育課長 佐藤貴司

社会教育課長兼  
中央公民館長 瀧石裕一

わらべの館館長  
兼久留島武彦  
記念館事務局長 吉野弥也子

監査委員 河野好美

総務課  
行政係長 和田育男

---

午前10時00分開議

○議長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

また、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りなるか、マナーモードに設定されますよう協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

ここで、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○総務課長（村木賢二君） おはようございます。

すみません。本日は議案質疑の日程でございますが、本会議に上程しております議案の一部に修正が必要な箇所が判明いたしまして、3月2日付で議長に修正についての正式公文書を提出させていただきました。大変申しわけございません。議長にお許しをいただきまして、事前に修正後の該当議案をお配りさせていただきました。

修正が必要となりましたのは、議案第15号でございます。修正部分を朱書きで明記した議案第15号の全文と同議案の参考資料集をお配りさせていただきましたので、御迷惑をおかけしますが、よろしくをお願いします。

今回の件は、担当課からの議案の取りまとめ、最終チェックを担当している総務課、私、総務課長としての不注意、チェック不足が原因でございます。大変申しわけなく思っております。今後は、このようなことのないよう担当課に指導を徹底いたしまして、議案等の調整に取り組みたいと考えているところでございます。大変御迷惑をかけました。すみません。

## 日程第1 議案質疑

### （議案第1号から議案第40号、報告第1号）

○議長（河野博文君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集1ページです。

議案第1号、玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番宿利議員。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利忠明です。

職員の給与につきましては、12月議会で人事院勧告で給与条例の改正を行ったところでありますけれども、今回は職員との話し合いによって合意を得られたので、減額の制定についてというような議案説明があったわけですが、どのような職員との話し合いがあったのかお尋ねいたします。

○議長（河野博文君） 総務課長。

○総務課長（村木賢二君）　今回、議案に御提案しているのは、御案内のとおり、平成30年度の当初予算編成等を行う段階において、中学校統合に伴うハード整備事業、県営工業団地進入路の整備事業などで大型事業が30年度に限ってございます。それによって一般会計当初予算編成が初めて100億円を超すという状況の中で、町長のほうから職員のほうに財政的な御協力をお願いして、協議をいたしました結果、職員の理解と御承諾をいただきましたので、今回、御提案の内容の期間を定めた給与額の減額を上程したところです。月額については変更ございません。その支給についてのカットを定めて、協力をお願いするというところでございます。

以上です。

○議　長（河野博文君）　ほかにもございませんか。

7番廣澤議員。

○7　番（廣澤俊幸君）　7番廣澤です。

職員の給与カットの目的は、財政の総額を削減するということだと思うんです。削減にするに当たっては、残業がふえれば削減にならない。あるいは、外注がふえれば削減にならない。こういう管理を誰がどのようにやっていくのか、お教え願いたいと思います。

○議　長（河野博文君）　総務課長。

○総務課長（村木賢二君）　議員のおっしゃられるとおり、まちづくりのための財源については少しでも多くあったほうがいいんですが、職員は従来から人数をどんどん退職不補充等で減らしてきております。退職に伴う新規の部分の入れかえはあるんですが、職員全体としては人数は減っております。

先ほど言われた超勤の件なんですけど、一応、災害とか緊急的なもの以外については、月30時間以上超えるものについては、担当課長等にヒアリングをいたしまして、職員の健康面も考えて、その辺はチェックしていくようにいたしているところでございます。

○議　長（河野博文君）　7番廣澤議員。

○7　番（廣澤俊幸君）　これを否定するものではないんですけども、これをやるためには、一番大事なことは、労働生産性をどう上げるかということなんですよ。このことについて行政のほうはどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○議　長（河野博文君）　総務課長。

○総務課長（村木賢二君）　労働生産性、確かにそのとりでございしますが、公務員の場合は人のために働くというのが前提にございまして、企業みたいに営利目的だけでいけないところがございします。

そこで、一応職員、もう皆さん家族もありますし、健康管理をまず一番に考えて、本当に残業の多いところ等については人員配置も考える上でしていきたいというふうには考えております。少ない経費でまちづくり予算を進めていくという考えはありますので、今後とも、町長からは行財政改革プランの早期策定の指示を受けておりますので、その辺の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議　長（河野博文君）　7番廣澤議員。

○7 番（廣澤俊幸君） 3問目ですけれども、ぜひこれはやってもらいたいです。このことは、仕事の質を強化することであるし、ここでいろいろ答弁を説明する課長さんにおいても、ただただ説明をする人と単純明確に説明をする人がいます。そういうことを含めて、単純明確に短時間で生産性が上がるようなことを一人一人に徹底してもらいたいということもお願いしておきたいと思います。

○議 長（河野博文君） ほかにございませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第2号、玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページです。

議案第3号、玖珠町中小企業・小規模事業者振興基本条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番中尾議員。

○1 番（中尾 拓君） 1 番中尾でございますけれども、この条例の中に「町が」という言葉がよく出てきているのでございますけれども、具体的に、どの課が窓口になって、どういう他の課と連携してやるのか、そのような考えがあったらお伺いしますし、条例でうたっただけではだめなんです。実際に行動、実践ができないとだめだから、そういう考えをどんなふうにお持ちなのかお伺いいたします。

○議 長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） おはようございます。

今回の条例の窓口は、当商工観光振興課長の私の部局になります。

それから、「町が」ということでございますが、基本的には、これまで実行委員会等を組織いたしまして、商工会が事務局になっておりますが、そちらで玖珠町、それから商工団体、金融団体、農林業団体、各種団体と調整を行いながらやるものでございます。

条例の20条のほうに掲載しておりますが、今後、具体的な計画を立てていきたいということでございますので、細かい内容についてはそちらのほうで実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第4号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集の1ページからです。

質疑ありませんか。

11番高田議員。

○11番（高田修治君） 大変ありがたいといいますが、私はいろいろ協議団体に所属しておりまして、部活動の指導員というのは今まで本当にボランティアだったと思うんですが、そういう中身と若干これは違うのかなというふうにも思います。

今回、予算では、中学校2校に部活動指導員を配置しということで、それも報酬は時間給になっておるようであります。この推薦の仕方と要綱が多分あるんじゃないかと思います。体育部と文化部も一緒にできる部活動なのか。それから、内容的にどこからどういう指名をしているのかとか、いろいろ結構難しいんじゃないかと思いますので、まず予算委員会のほうに資料を提出いただけるかどうかということをお聞きいたしたいと思います。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） 今の件についてお答えいたします。

部活動につきましては、体育部に限らず、文化部のほうも対象となっております。

また、予算委員会のほうで資料等の提出ができる分につきましては、していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第5号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集の4ページです。

質疑ありませんか。

6番中川議員。

○6 番（中川英則君） 1号とやや関連した部分があると思いますが、町長は公約で3割カットという部分と将来避けられない緊縮財政に向けた第一歩という中で議案第5号の提案をされております。町長については30%とカットで、副町長、教育長については5%カットというふうな御提案をされております。この場合、逆転現象が起きているんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 中川議員の御質問につきましては、担当課といたしまして、本議案を調整、議会に上程する段階で、法制室等、関係職員により法的な見地などから検討した結果、上程させていただいたものでございます。

議員のお考えのように、今回の30%カットによりまして他の特別職との逆転現象等も発生していることは確かでございますが、他の市町村の事例を御見ましますと、選挙公約等で挙げられている給与のうち一部分を今回の場合は月額変更じゃなくて返還という形の措置でございまして、逆転現象が生じている事例があることも確認しているところでございます。

○議長（河野博文君） 6番中川議員。

○6 番（中川英則君） 第1号議案の中でもちょっと言われていたんですが、やはり財政的な部分ということの職員の給与カットもされております。そういう思いで町長も3割カットされている部分がありますので、そういう職員に無理をしながら、そして町長も大きくカットし、その結果が副町長、教育長のほうが高くなるというような状況が起きている。それについて少し疑問がありますが、何%ぐらいオーバーするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 現在、町長の給与月額が75万3,000円でございますので、それが3割減となりますと22万5,900円月額でマイナスになります。差し引き支給額、町長の月額が52万7,100円となっております。副町長につきましては61万7,000円で5%カットですので3万円ちょっとカットになろうかというような数字で、確かにこの部分で、月額報酬については議会で認められた月額ですので動きませんが、今回の場合はいただいたものを一部返却という措置を町長のほうから提案がございましたので、通常、町長や議員さんの公職の方々というのは、一旦もらったものを返すと寄附行為の禁止に該当いたしますので、こういった場合の措置としてとられているのが、給与を本当はもらえる額ですが、一部を返却すると。そういう意思のあらわれを議会の皆様に条例改正して認めていただくというのが、今回の上程の趣旨でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 9番宿利議員。

○9 番（宿利忠明君） 9番宿利忠明です。

今回、給与の3割カットは公約によるということでありましてけれども、この公約の後には、給与を1期4年間3割削減して人材育成の施策に充当しますというのも公約に入っているわけですが、

この点につきましては、この3割カットした分を何らかの人材育成の施策に充てるというように捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 宿利議員の御質問ですが、一応、町長は1月28日選挙で31日に就任、私は2月1日の総務課長なんですが、実際この時点では、当初予算編成のほうは、もう収入に対する支出の調整はほぼできております。正直なところを申し上げますと、今回の当初予算については、町長の選挙公約に伴うこと等については、ほぼまだ盛り込まれてございません。今年度中、早ければ6月議会以降、町長の指示に基づいて、財源のまちづくりに対する充当を考えていく形を考えております。

○議長（河野博文君） 9番宿利議員。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利です。

私が今お尋ねしたのは、今回出ているかということではなくて、先ほど総務課長も何らかの形で寄附行為に当たるんで、今回こういう条例をして3割カットするということでありましてけれども、この3割カットした給与を人材育成の施策に充当するということが問題はないかということと、どういう形であるのかということ、何らかのイメージがあれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 年度間の予算編成でございますので、財源を見つけて目的を達成するというのが予算編成の趣旨でございます。ですので、町長のほうから財源を見つけて、こういうことに充当しなさいという指示があれば、それに基づいて私どもは編成を続けていくという形になりますので、今後、人材育成もありますし、他のまちづくり事業等もございますので、財源を見つけてまちづくりに向けて予算編成等をしていくことになっております。

以上です。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） ちょっと待ってください。

9番宿利議員。

○9番（宿利忠明君） 私が今言ったのは、直接町長の3割カットした分をそのまま人材育成の施策に充当できますかというお尋ねです。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 今回カットした金額が幾らになって、その分を丸々人材という話には、まだならないんじゃないかと。まだやってみないとわかりません。それでは足りない部分は他の一般財源等を見つけてくるとか、人材育成のみでなくて、ほかのまちづくりに必要な福祉関係、災害関係とかがありますので、そちらのほうの充当、どちらが優先的になるかを考えた上で予算編成していきたいと思っています。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 11番高田議員。

○11番（高田修治君） さっき総務課長、寄附行為になるんで預かったやつを返還すると。それは款  
項目でいくとどこら辺に今度は入ってくるんですか。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 先ほど申しあげましたのは、公職の候補者といって、町長と議員さん皆さ  
んもそうなんです、寄附をすることは禁じられております、公職選挙法によって。今回の場合、町  
長が給与をもらった後にこれを町のほうに入れるよというような話になりますと、寄附行為に当たり  
ますので、これはまずできません。それで、こういう場合に措置を全国的にとられているのが、給料  
の月額はちゃんともらう権利があるんですが、その分をあらかじめ議会の同意を得て3割カットをし  
たいという形は、法的には認められております。今回、まだどこで入ってくるかじゃなくて、町長の  
給与分が出ないという形で、入があるわけじゃないんです。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

13番繁田議員。

○13番（繁田弘司君） わかったようなわからんような答弁ですが、私たちが思うのは、町長の選挙  
公約である。そして、その選挙公約による部分が3割の賃金カットで、その3割を目的別寄附行為に  
当たるのではないかと、みんなそういうふうに思っているんじゃないか。そうすれば、これはもう公  
約違反どころか選挙違反になりますからね。そこら辺については、目的別な寄附行為にも当たらない。  
しかも、さっき言ったように、その目的のために財源を使うのではないと。そういうところを明確に  
しておかないと大変なことになりますよ。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） すみません。私の言葉足らずで申しわけございません。

あくまでも、町長は個人として公約で出されたソフト事業、これをやりたいというのはあると思  
いますが、今回の場合は、まちづくりの財源に町長の給与の分の3割を返上したいということでござ  
いますので、そのお金がそのままどれに動くというんではございません。町長の公約の中には、人材育  
成以外の地域マネジャーとかいろいろございますので、そちらのほうも含めた上で総合的に考えてい  
くことになろうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（河野博文君） 13番繁田議員。

○13番（繁田弘司君） そういうふうな言い方をすると誤解を招くんです。町長から、今回3割カッ  
トについては一般財源に繰り入れて全体的に使いますから、項目別については一切関係ありませんと  
言うのが、正しい答弁ですよ。例えば、議員が、じゃ、次の選挙のときに俺も3割カットしよう  
と。そして、立候補したら、それは公職選挙法に違反するのか、しないのか、どっちですか。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 公式の条例改正、一部改正に基づいて、支給を受けないという方法をすれ  
ば、公職選挙法には抵触しないと思ひます。一旦もらったものを公職の方はいかなる目的であつても





関係資料は、黄色の表紙の参考資料集の5ページからです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第7号、玖珠町基金条例の一部改正について(地域雇用創出推進基金の廃止)、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集の7ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第8号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集の8ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

議案第9号、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集9ページからです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第10号、玖珠町使用料条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集18ページです。

質疑ありませんか。

11番高田議員。

○11番(高田修治君) お尋ねしたいのは、内容的には当然修理が出てくるから必要かとは思いますが、現状どれぐらいよその人が持って来て動かしておるのかと、それから、大きな祭り等でおいでい

ただいたときの減免措置等は考えられているのかなというふうにも思いますが、あればお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 現在の利用状況の概要でございますが、基本的には4月から11月の間に、約8カ月間ですが、毎週日曜日の12時から夕刻4時ぐらいまでの間、運行しております。天候不良により運行しない場合もございますが、基本的には毎週日曜日でございます。

それから、現在、日曜日とは別に、機関庫のお祭りだとか、そういったイベントのときには九州内から愛好家の方がミニSLを持ってきていただいたり、最大で5両になったりとかいうことがございますが、現在、まちの活性化ということで、使用料はいただいておりません。

ちなみに、年間の来場者、実際に乗られている方が1年間で大体4,000人、現在は4月から3,000人ぐらいお子さんたちが乗られております。ですが、一応使用料を取るの1台1日1,000円という形にしております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利議員。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利忠明です。

今、毎週日曜日にボランティア的に運行して子供たちを乗せておるといってお話を聞いて、まず、その人たちのことは、非常にやっぱり自分たちの日当も出ない中で、人の活性化のためにこれを運行していると。私は、ミニ列車を支援いただくというのは、県外というか、町外から実際マニアの方が持って来て走らせる。その方たちに対してというのは、今、毎週日曜日に運行しているミニ列車に対しても1日1,000円を徴収するということですか。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 現在、機関庫公園で常設で動ける列車が町内に2両あります。基本的には、その2両を活用しながら運行しております。それで乗車賃というか、乗ることに対する料金は200円いただいております。決して日当が出るほどの料金ではございませんが、1乗車につき200円をいただいております。

そして、あとは町外の方を含めて、利用される場合は、レールの使用料という形で町内町外限らずいただくというものになります。ただ、玖珠町の関連イベント、主催イベント、こういったものについては減免措置で対応していきたいと考えております。

○議長（河野博文君） 11番高田議員。

○11番（高田修治君） 話はわかるんですが、やはり機関庫、これは一般質問になりますから、もう言いませんが、減免措置等をしっかり決めてせんと、なるべく多く来ていただいて、なるべく多くあそこで走らせて、平日も走らせてもらえれば、のための機関庫公園じゃないかと私は思っているんですが、そういうこともありますので、その辺の整理をきちんとしていただきたいというふうに思います。

○議 長（河野博文君） 13番繁田議員。

○13番（繁田弘司君） みんな要望ばっかし言うけん、私も要望を言おう。

4月から11月の8カ月間で3,000人で1人が200円で60万円、それを毎日曜日ボランティアの人が来てやっているわけですね。その人たちに対する町としてどういうふうな感謝の気持ちをあらわしているかというのが、まず1点。

それから、誰かがもう本当に積極的に一生懸命、あそこを草刈りしながら清掃しながらやっているグループもあります。そういうふうな部分に対して、もう何もかもボランティアで済ませるのが、それは町にとっては一番都合がいいが、今後そういった部分について、機関庫運営を含めて、どういうふうに考えているかということについて、お伺いしたいと思います。

○議 長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 現在、機関庫のミニ電気列車を運行されている団体は、豊後森トレインC l u bという任意の団体でございますが、乗車の200円を一応収入としてトレインC l u bが受け取っております。その中で、可能な限り運行に携わった方たちへ謝礼という形で払われているようでございます。町のほうからは直接金品等を渡しているのはございませんが、運営の経費は、その200円の中で収受されております。

それから、機関庫公園全体の管理のあり方なんですけど、基本的には将来的に指定管理者の制度に向かおうという方針は決まっておりますが、今年度、機関庫公園の全体整備計画も行われております。今後、芝生の管理、それから周辺のごみ拾い、こういったものを町として一度整備ができ上がった後に、1年間を通じて、どれぐらいの経費が必要だというのは、ちょっと分析をしていきたいと思えます。その上で、町として管理費に係る部分を措置していきたいなというふうに考えております。

○議 長（河野博文君） ほかにございませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集32ページです。

議案第11号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集19ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第12号、玖珠町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集20ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第13号、玖珠町診療所設置及び管理条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集22ページからです。

質疑ありませんか。

10番秦議員。

○10番（秦 時雄君） 10番秦です。

今回、この2カ所の診療所、山浦、小野原診療所、これを廃止するに当たりまして、地元の住民の方々の意見など聴取して、そういう意見などを伺い、その結果、廃止するという事なのか。ただ単に、診療する方が少なくなった。そして、事業の継承が非常に難しいということで、廃止するのか。住民の方の御意見とかを承りながら廃止をするという結果に至ったのか。そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） この件につきましては、現在、日出生北部、南部、それから山浦、3つの診療所は、お医者さんのほうにお願いしておりますが、来られる方が少ないということで、日出生南部と山浦のほう、病院の先生のほうから、人間も最低3人は行かなければならない、その割に来る人が少ないということで、辞退したいということで申し出がありました。医師会のほうにもちょっと御相談はしたところなんですけれども、なかなか後をしていただける方が見つからない。日出生北部のほうは、そのまましていただけるということで、継続をしているところです。説明会のほうにも行きますので、そういうふうであれば仕方がないねという御意見をいただいております。

ただ、何らかの方法で病院に行かれるときの支援はないかということは相談があったんですけども、それに対して、病院だけに行く支援とかいうことは、なかなか厳しいということで、一応2カ所につきましては、説明会の時点で来られた方には御了解を得ているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページです。

議案第14号、玖珠町介護保険条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集23ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集は、きょう配られました修正分でございます。

議案第15号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、別冊の緑の参考資料集です。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、47ページです。

議案第16号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集59ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集49ページです。

議案第17号、豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集65ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集50ページです。

議案第18号、玖珠町都市公園条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集66ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集51ページです。

議案第19号、玖珠町立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集68ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集52ページです。

議案第20号、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集69ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集59ページです。

議案第21号、玖珠町水道用水供給条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集78ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、60ページです。

議案第22号、玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集79ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集61ページです。

議案第23号、権利の放棄について（水道料金債権）、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番小幡議員。

○4 番（小幡幸範君） 4 番小幡です。

議案第23号についてですが、今回のような水道料金債権を放棄する場合や債務者における時効の援用の意思が確認できないなど徴収困難債権について、議会での議決よりも債権を放棄することができるといった規定を行う条例の整備が必要だと思いますが、今後、債権管理条例の制定等の考えがあるのか伺います。

○議長（河野博文君） 渡邊総務課法制室長。

○総務課法制室長兼参事（渡邊克之君） 議員さんの御質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃられるように、水道料等私債権につきましては、議会の議決、それと時効の援用等が必要でございます。それと並行いたしまして、債権放棄条例というようなものを町として制定をして、今後、不良債権というんですか、もちろん催告等をして徴収の努力はしていかななくてはいけないんですが、そういうことについて、条例の制定に向けて研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集62ページです。

議案第24号、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の変更について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集80ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集63ページです。

議案第25号、くす星翔中学校建設事業建築主体工事の請負契約の変更について（その2）、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集81ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集64ページです。

議案第26号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集83ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成29年度玖珠町一般会計補正予算(第6号)について、質疑を行います。

別冊となっております。

最初に、2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から9ページ、第2表繰越明許費まで、質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 次に、11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、歳入から12ページ歳出まで、質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 次に、歳入に入ります。

13ページ、歳入、13款分担金及び負分担金から16ページ15款国庫支出金、2項、9目教育費国庫補助金、最後まで、質疑ありませんか。

1番中尾議員。

○1番(中尾 拓君) 1番中尾でございます。

13ページでございますけれども、歳入のほうでございます。

地域用水環境整備事業負担金が2,475万円減額になっておるんですけども、理由とどういう補助金の内容かお聞かせください。

○議長(河野博文君) 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長(藤林民也君) 農林水産業費負担金の地域用水環境整備事業負担金2,475万円の減でございますが、これにつきましては、日出生地区で現在実施しております小水力発電の事業の地元負担金、これは改良区の負担金になりますが、負担金の減額であります。これにつきましては、当初事業費2億6,400万ということで、昨年、当初予算のときに計画をいたしておりましたが、国の予算配分、また29年度事業の県のほうの設計の事業の精査等で事業費のほうが減額になりまして、地元負担金のほうもその分減額になった。地元負担金は、ちなみに25%でございます。

以上でございます。

○議長(河野博文君) よろしいですか。

10番秦議員。

○10番(秦 時雄君) 10番秦です。

14ページです。14款の使用料及び手数料ということで、6節の久留島武彦記念館入館料で210万円の減額であります。記念館のオープンは昨年の4月の終わりであったと思いますけれども、それから

当初予算では見たら330万円予算計上していましたがけれども、この実質的直近の入館者はどのくらい今来られたのか、わかれば、お知らせください。

○議長（河野博文君） 吉野わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長。

○わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（吉野弥也子君） こちらの減額につきましては、当初計画しておりました入館者数の見込みといたしますか、その関係で最後の3月末までの歳入を鑑みたところで、減額という形をとらせていただいております。

現在の入館者につきましては、子供たち、要は高校生以下は、入館料がかかっておりません。4月から直近の2月までの入館者数が七千百幾らであるというふうにとちょっと記憶しております。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

次に、同じく16ページ、16款県支出金から18ページ、16款県支出金、3項、6目土木費県委託金、最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 次に、同じく18ページ、17款財産収入から21ページ、22款町債、最後まで、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 次に、歳出に入ります。

22ページ、2款総務費から29ページ、4款衛生費、2項、3目し尿処理費、最後まで、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 次に、同じく29ページ、6款農林水産業費から36ページ、9款消防費、1項、3目消防施設費、最後まで、質疑はありませんか。

1番中尾議員。

○1番（中尾 拓君） 1番中尾でございます。

30ページでございますけれども、中山間地域等直接支払制度の減額幅が大きいんですけれども、5,137万円、どういう理由で減額になったのか、詳細にお聞きかせください。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 中山間地域につきましては、平成29年度より急傾斜に加えまして緩傾斜地についても取り組むことといたしました。29年度の当初予算の段階でございますが、取り組み地区、また取り組み面積等、把握ができておりませんでしたので、比較的緩傾斜の水田の集落が取り組んでおります多面的機能支払交付金、こちらの取り組み面積を参考に当初予算で上げさせていただいております。

多面的に取り組んでいる町内の面積が1,091ヘクタールございました。その中で、中山間との重複を見ましたところ、4割が重複面積であるということで、1,091ヘクタールの6割分、655ヘクタール

になりますが、この分について緩傾斜地の交付金8,000円を掛けまして、約5,200万円を当初予算の段階で緩傾斜ということで追加をいたして予算計上しておりましたが、その後、各集落収支報告会等で緩傾斜についての事業を各取り組み集落の代表者の方に御説明いたしましたところ、最終的に1地区のみの取り組みということになりましたので、今回の緩傾斜についての方で合計5,137万円の交付金の減額ということになっております。

また、取り組みが少なかったということにつきましては、緩傾斜に取り組みますと、急傾斜と緩傾斜それぞれの面積と勾配の加重平均による再計算になりまして、これを計算しますと、面積はふえるんですが、傾斜のほうが緩やかになって緩傾斜の交付金になって最終的に交付金のほうが減るといような、管理面積はふえるんですけども、交付金はその分上がらない、または減るといような集落が多かったために、取り組み集落が少なかったというのが原因だと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

12番藤本議員。

○12番（藤本勝美君） 私が聞こうと思いましたが、先を越されました。

30ページの、今、中尾議員が質問をした中山間地等直接支払事業5,137万円、これは、今、課長が説明したんですが、中山間地の直接支払いの一番の目的は、到底山つきで手をとって大変だからということで、この事業が当初から行われた。これを山の中にある田んぼを、ただ傾斜がちょっと足りなかったとか、こんなのを外して、これだけの予算が浮いてきたんだ。それをやはり、我々も農水省を調べたら、町長が認めたら払ってもいいんですよと。立地条件、地理条件を見ても、絶対これは中山間地じゃない、山間地。私はもうこれを当初から皆さんに訴えたけれども、認めてもらえなかった。こんな農家を救済してあげる、あなた方の立場ですよ。町が認めたらいいんですよという文言というか、農水省がおっしゃるんですよ。そこは、やはり苦慮して山の中を、それだけしかも田んぼがない、そこを一生懸命つくっておる人を救済してあげるのが、あなた方の仕事だ。

それでまた、ちょっとこれは疑問点もあるけれども、こっちから見ればこうなる、縦から見ればだめだけど横から見たら認められますという文言があるんですよ。そこらをあなたたちも考えを今度変えるあれはないですか。もう新年度にかかっておりますが、30年度に何かそういった方向を考えてくれんと。農家救済を考えてくださいよ。そこはどうですか。

○議長（河野博文君） 湯浅農林業振興課参事。

○農林業振興課参事（湯浅詩朗君） この件について、私のほうからお答えをさせていただきます。

中山間地域につきましては、国の制度に準じた形で町も事業を実施しております。藤本議員が言われるような形のものにつきましても、私どもとしては、発言をする場としては県の担当者の会議あるいは農政局の会議の中で、今、議員がおっしゃられましたような内容を私どもも農家の皆さんからお伺いしておりますので、その中で県や国の担当者に説明をしながら制度の変革等を進めていくということで現在取り組んでおります。

○議長（河野博文君） 12番藤本議員。

○12番（藤本勝美君） 特にこういうものは今訴えておることを前向きにやってくれないと意味がないんです。それはもう1項目にかかるからだめですよとか、5項目ぐらいあるんです。それを1項目にかかるからだめですよじゃ、これはいかんと思う。説得をしてやってもらわんと。中山間地直接支払いは2万円までだったかな。

〔「2万1,000円」と呼ぶ者あり〕

○12番（藤本勝美君） 2万1,000円か。これをさっき課長の言われた緩傾斜になると2千何ぼやろう。

〔「8,000円」と呼ぶ者あり〕

○12番（藤本勝美君） 8,000円かな。そうやったかな。半額以下になる。

〔「質疑は」と呼ぶ者あり〕

○12番（藤本勝美君） やっぱりそれでは高齢者あたりは受託組合等々にお任せして払い切らんというような状態になって、荒廃地になってくるんです。もうカヤが生え、樹木が立つ。これはもう、まず復興はできませんよ。そうならんように中山間地の高いほうの交付金をいただくように、やっぱりあなたたちも頑張ってください。そこら辺を何とかやらんと困ります。答えはどうですか。

○議長（河野博文君） 湯浅農林業振興課参事。

○農林業振興課参事（湯浅詩朗君） 議員がおっしゃられますとおり、私どもも農家のそういう声については把握をしております。

ただ、国の先ほど言いましたような制度の中で運用しておりますので、それを反映させるような形で今のところは対応するという事で進めております。

○議長（河野博文君） 8番石井議員。

○8番（石井龍文君） 先ほど課長が5,137万の減額になったのは何集落あって1集落だけしか手を挙げなかったという、そこを。それと、原因はどういうところで集落が対応できないのか。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 中山間取り組み集落、地区でございますが、86集落が今取り組んでおりますが、集落の役員さんに緩傾斜の説明をした後に、最終的に取り組もうという集落につきましては2集落ございました。そのうち1集落につきましては、また再度勾配等の面積等再計算をいたしまして、やっぱり管理地の面積が広がる割には交付金がそれだけ上がらないということで、最終的にそこも取り組まないということで、町内1地区の取り組みだけになったという状況でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井議員。

○8番（石井龍文君） 86集落のうちに1集落しかできなかった。85集落はもう断念したということですか。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 結果的にはそうことですが、ほとんどの集落が先ほど言いましたように交付金が2万1,000円から8,000円に下がって再計算されるということで、面積は緩傾斜を含んで管理地はふえるんですけども、交付金がそれだけ上がらない、もしくは下がるということで、メリットが少ないということで取り組まないということにした集落が多いようであります。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

次に、同じく36ページ、10款教育費から41ページ、13款諸支出金、3項、6目地域振興基金費、最後まで、質疑ありませんか。

1 番中尾議員。

○1 番（中尾 拓君） 38ページでございますけれども、中津玖珠日本遺産推進協議会、やばけい遊覧だと思っておりますけれども、本当にこれは交流人口や観光人口の増が見込める取り組みだと思うんです。補正予算前の額に比べて半分以上も減額されているけれども、具体的にどのような内容が減額されたのか、今後、何か復活するような見込みがあるのか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） 中尾議員の質問にお答えいたします。

これは、当初は初年度事業ということでいろんな事業を計上しておったんですが、文化庁の非常に厳しいハードルの中で査定を受けております。当然ハード的なものはなかなか認めてもらえないという状況でありますので、今回うちが上げて落とされた分は、また別事業で何かできるものがないかということは今考えているところでございます。

○議長（河野博文君） 1 番中尾議員。

○1 番（中尾 拓君） 今、課長の答弁で、別事業で何とか考えてみたいということでございますので、大いに今後を期待しております。よろしく申し上げます。

○議長（河野博文君） 全体を通して、質疑ありませんか。

10番秦議員。

○10 番（秦 時雄君） 10番秦です。

32ページであります。農林水産業費の一番上の補助金で、おおいた竹林再生事業補助金というのがございますね。それで、減額されておりますけれども、この事業は本年度は大体幾つぐらいやられたんですか。それをお願いいたします。

行われたのか。行われたとしたら、幾つそういう事業をやられたのか、お願いします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） おおいた竹林再生事業補助金、35万7,000円の減額でございますが、これにつきましては、当初段階では5名の方が事業に取り組むということで

予算計上しておりましたが、実際、最終的に取り組んだ方が3名、2人減ったということで、事業量の面積の減に対する事業費の減額ということでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

2番松本議員。

○2番（松本真由美君） 2番松本です。

30ページの畜産業費で、大分県畜産振興対策事業、マイナス1,334万7,000円ですけれども、事業内容をお願いします。

○議長（河野博文君） 湯浅農林業振興課参事。

○農林業振興課参事（湯浅詩朗君） お答えをいたします。

この大規模経営体の育成事業につきましては、畜舎の整備でありまして、当初5事業所の予定をしておりましたが、2つの事業体を実施をしましたことによります決算によります減額となっています。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

1番中尾議員。

○1番（中尾 拓君） 最後のページでございます。調べればわかることだと思いますけれども、地域振興基金の積立金が5,000万円計上されております。現在のところ、地域振興基金は5,000万円をしたときにどのぐらいが残高になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 資料を今、用意していますので、後で。

ほかにございませんか。

9番宿利議員。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利です。

先ほど、地域用水環境整備事業、これは日出生で土地改良区で行っている小水力発電の地元負担金の減による2,475万円、これは事業の縮小というか、当初より変更して地元負担金が減ったということで、この地元負担金は、当初はどのぐらいの規模の計画を立てて、その変更したのがわかればお知らせください。

○議長（河野博文君） ページ数をお願いします。

○9番（宿利忠明君） ページ数は、歳入のところ……

〔「31ページ」と呼ぶ者あり〕

○9番（宿利忠明君） 31ページ。

先ほど農林課長が2,475万円の減については地元負担と、これ土地改良区が負担する事業負担だと思っておりますけれども、31ページ。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 小水力発電施設のこの事業につきましては、平成28年に一回事業の見直しを行いまして、低電圧、50キロワット以下の施設ということで、規模を

一回縮小されて計画をし直しております。

29年度におきましては、当初29年度までの全体の事業計画では4億4,300万円という全体の事業費の中で29年度工事をやってきたわけですが、先ほど言いましたように国の予算配分、また29年度事業の工事費の精査ということで事業費の減額で、負担金の減額ということになっておりますが、これにつきましては、また30年度工事完成、31年度発電稼働というような計画で実施をしております。今、言いました全体事業費につきましては、また30年度の予算の段階で全体事業費のほうは下がるということで、それにつきましては、また30年度の当初予算の中でも説明をしたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 先ほどの中尾議員のは。

村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 遅くなってすみません。

先ほどの地域振興基金の29年度末現在高見込みですが、先ほどの5,000万円足してトータル10億1,410万9,000円が決算見込みでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） ほかにございませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成29年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成29年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成29年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成29年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成29年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成29年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号から議案第40号までの7議案は、平成30年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託したいと思っておりますので、本日は大別して質疑を受けたいと思ますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第34号、平成30年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。別冊となってい

ます。お出しください。

先ほど申し上げましたように大別して質疑を受けますので、広範囲にわたります。質疑のある方はページ数と款、項、目、事業名をはっきり言ってから質疑をお願いいたします。

最初に、2ページ、第1表、歳入歳出予算、歳入から、14ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳出の最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 次に、15ページ、歳入、1款町税から46ページ、22款町債、最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 次に、47ページ、歳出、1款議会費から、97ページ、5款労働費、1項、1目労働諸費まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 次に、同じく97ページ、6款農林水産業費から、129ページ、9款消防費、1項、5目災害対策費まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 次に、同じく129ページ、10款教育費から、193ページ最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 全体を通して、質疑ありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成30年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成30年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号、平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号、平成30年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号、平成30年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案集65ページです。

報告第1号、専決処分の報告について（その1）（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて）、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第1号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

## 日程第2 討論・採決

（議案第26号、議案第27号、議案第28号から議案第33号）

○議長（河野博文君） 日程第2、これより討論、採決を行います。

お諮りします。

議案第26号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は討論を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第27号、議案第28号から議案第33号の8議案の討論を行います。

議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第26号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第26号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号、平成29年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

議案第28号から議案第33号までの6議案は、平成29年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第33号までの6議案は、一括して採決することに決しました。

議案第28号から議案第33号までの6議案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を

求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第28号から議案第33号までの6議案については、原案のとおり可決することに決しました。

### 日程第3 予算特別委員会の設置について

○議長(河野博文君) 日程第3、予算特別委員会の設置について議題とします。

お諮りします。

議案第34号から議案第40号までの平成30年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります7議案について、審査の付託をするため、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野博文君) 異議なしと認めます。

よって、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため、暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

△

午前11時26分 再開

○議長(河野博文君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名することになっております。

これから、予算特別委員会委員を指名いたします。

- 1 番 中 尾 拓 君
- 2 番 松 本 真由美 君
- 3 番 大 野 元 秀 君
- 4 番 小 幡 幸 範 君
- 5 番 松 下 善 法 君
- 6 番 中 川 英 則 君
- 7 番 廣 澤 俊 幸 君
- 8 番 石 井 龍 文 君
- 9 番 宿 利 忠 明 君

- 10番 秦 時 雄 君
- 11番 高 田 修 治 君
- 12番 藤 本 勝 美 君
- 13番 繁 田 弘 司 君

の13名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました13名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

△

午前11時28分 再開

○議 長（河野博文君） 再開します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長に9番宿利忠明君、副委員長に3番大野元秀君が選任されました。

#### 日程第4 上程議案の委員会付託

（議案第1号から議案第25号、議案第34号から議案第40号）

○議 長（河野博文君） 日程第4、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、議案第1号から議案第25号及び議案第34号から議案第40号の32議案につきまして、それぞれの常任委員会に、議案第34号から議案第40号の7議案につきましては、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第25号の25議案については、それぞれの常任委員会に、議案第34号から議案第40号までの7議案については、予算特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす6日から12日までの7日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、13日、翌14日は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす6日から12日までの7日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、13日、翌14日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月5日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 中川英則

署名議員 石井龍文